

② 人間ドックの費用助成希望者を募集します

和水町では、後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進事業の一環として、疾病の予防、早期発見および早期治療などを目的に、人間ドック費用の一部助成を行います。

平成28年度人間ドック費用の助成希望者を募集します。

- 対象者**
- ①人間ドック受診時に後期高齢者医療の被保険者であること
 - ②和水町内に住所を有し、後期高齢者医療保険料の滞納がないこと
 - ③町が実施する集団、個別健診を受診していない、または受診を予定していないこと
 - ④受診する年度において、和水町国民健康保険人間ドック費用助成を受けていないこと
 - ⑤検査に支障のない人であること

募集人員 30人

検査機関（下記の6つの機関からお選び下さい）

- ・和水町立病院健康管理センター
- ・山鹿市民医療センター
- ・済生会熊本病院予防医療センター
- ・玉名地域保健医療センター
- ・山鹿中央病院
- ・日赤熊本健康管理センター

助成金額 30,000円（検査に要する費用の10分の7以内で30,000円を限度とする。）

受診期間 6月1日（水）～12月末日

申込先 本庁税務住民課国保年金係または総合支所住民課税務住民係

持ってくる物 ①被保険者証（保険証）、②認印

申込期限 4月28日(木)まで

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎ 0968・86・5723

狂犬病予防集合注射を行います

集合注射料金 3,070円（注射料 2,570円、注射済証 500円）

登録を済ませていない場合、登録手数料として**別途3,000円**必要となります。

【生後90日を経過した犬は、生涯一度の「犬の登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」を必ず受けなければなりません。（狂犬病予防法 第4条、第5条）】

登録・注射日程	受付時間	実施場所
4月16日（土） ＜三加和地区＞	午前 9時～10時30分	総合支所裏車庫前
	午前11時～正午	中和仁 旧松尾商店前
	午後 1時30分～3時	春富集会センター
4月17日（日） ＜三加和地区＞	午前 9時～10時	中十町 農業研修施設
	午前10時30分～正午	大田黒 お肉のいしはら前
	午後 1時30分～3時	津田 神崎歯科横
5月14日（土） ＜菊水地区＞	午前 9時～10時30分	内田公民館
	午前11時～正午	前原公民館
	午後 1時30分～3時	用木公民館
5月15日（日） ＜菊水地区＞	午前 9時～10時	本村公民館
	午前10時30分～正午	竈門公民館
	午後 1時30分～3時	和水町役場本庁裏車庫前

- ◆新しく犬を飼われた人は必ず登録をしてください。狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。
- ◆犬が死亡した場合は、必ず届出を行ってください。
- ◆会場には必ず犬を制御できる人がお連れください。また、会場でのフンの後始末は飼い主が責任をもって行なってください。
- ◆上記以外にも10月ごろに菊水・三加和地区の各1カ所で予防集合注射、11月ごろに獣医師の巡回による予防注射（注射料のほかに別途巡回料が必要）を実施予定です。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線752）

後期高齢者医療被保険者の人へ

① 平成28・29年度の保険料率が決定しました

・後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されます。

$$\begin{array}{c} \text{保険料額} \\ \text{（年額）} \\ \text{※年額57万円が上限です。} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{（被保険者1人当たり）} \\ \text{47,900円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{総所得金額等－33万円} \\ \text{×（基礎控除）} \\ \text{所得割率} \\ \text{9.26\%} \end{array}$$

平成26・27年度保険料率と同一です。

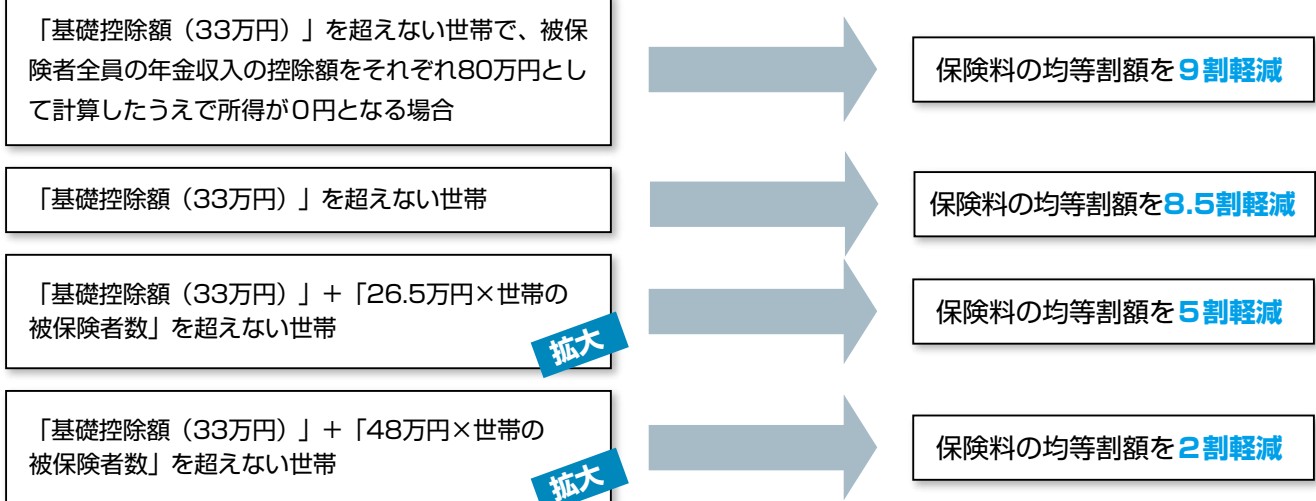
平成28年度は保険料軽減対象者が拡大します

所得が低い人や被用者保険（※）加入者に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。

（※）被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い人の軽減

◆保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減
世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額が



* 均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。
また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減
被保険者の総所得金額などが



被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人も、特別措置として、平成28年度も保険料の**均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）**。

対象となる人…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線752）